

○湖西市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湖西市都市計画審議会条例（昭和49年湖西市条例第28号。以下「条例」という。）第8条に基づき、湖西市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、会員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行うものとする。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が非公開が適当であると判断した場合はこの限りでない。

(議事録)

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1名が署名するものとする。

2 議事録は都市整備部都市計画課に保管する。

附 則

この規程は、平成12年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。